

申請人 鳥取県知事 石 破 二 朗
 住所氏名 道路の位置の指定場所 道路幅員及び延長
 鳥取市東品治 鳥取市丸山町八の一の四の一角 幅員 四、〇米
 町一四四番地 " " 三の四の一角 延長 五七、八〇米
 彦岐 宗一 " " 三の九

鳥取県告示第二百七十一号

昭和三十五年十二月鳥取県告示第六百三十四号(公衆

浴場入浴料金の統制額の指定)の一部を次のように改正し、昭和三十七年五月二十日から施行する。
 昭和三十七年五月十八日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 公衆浴場入浴料金の額の表中地域別欄の東伯郡のうち「泊村」を「泊村、大栄町」に改め、同表中

十五円	十二円	六円
十三円	十円	五円

を

十七円	十四円	七円
十五円	十二円	六円

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年五月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一 日時 昭和三十七年五月二十一日 午後一時
- 二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題

- 1 スポーツ振興審議会委員の任命又は委嘱について
- 2 高等学校再編成について
- 3 その他

公 告

鳥取県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年十月鳥取県条例第六十号)による鳥取県社会教育委員の委嘱を行なうにあたり、県内に事務所を有する各社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推せんする期日及び推せん書様式は次のとおりとする。

昭和三十七年五月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

推せん期間 昭和三十七年五月十八日から昭和三十七年

五月二十五日まで

推せん書様式

昭和 年 月 日

推せん団体代表者 氏 名 印

鳥取県教育委員会教育長殿

鳥取県社会教育委員候補者の推せんについて

鳥取県社会教育委員候補者に次の者を推せんします。

候補者氏名

生年月日

住 所

職 業(勤務先)

当該団体における役職名

最終卒業学校名